

# 知多福祉相談センターのあらまし

令和元年度





# 目 次

## 第1 知多福祉相談センターの概要

1	管内の概要・管内地図 .....	1
2	管内の人口 .....	2
3	知多福祉相談センターの組織及び事務分掌 .....	3

## 《地域福祉課》

## 第2 地域福祉課の事業

1	生活保護に関すること	
(1)	生活保護制度 .....	4
(2)	年次別保護状況 .....	4
(3)	町別保護状況 .....	5
(4)	世帯類型別保護状況 .....	5
(5)	生活保護費扶助別支出額 .....	5
2	生活困窮者自立支援に関すること .....	6
3	高齢者福祉(介護保険制度)に関すること	
(1)	介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者) .....	7
(2)	被保険者数 .....	8
(3)	要介護(支援)認定者数 .....	8
(4)	居宅(介護予防)サービス受給者数 .....	9
(5)	地域密着型(介護予防)サービス受給者数 .....	9
(6)	施設サービス受給者数 .....	9

4	障害者福祉に関すること	
(1)	身体障害者手帳の所持状況	10
(2)	療育手帳の所持状況	11
(3)	精神障害者保健福祉手帳の所持状況	11
(4)	愛知県知多障害保健福祉圏域会議	12
(5)	特別障害者手当等の支給状況	13
(6)	在宅重度障害者手当(単県)の支給状況	15
(7)	心身障害者扶養共済制度への加入状況	16
5	民生委員・児童委員に関すること	
(1)	配置状況	17
(2)	民生委員・児童委員活動状況	18
6	児童福祉に関すること	
(1)	子ども会の状況	19
(2)	児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況	19
(3)	放課後児童対策事業の状況	19
(4)	保育所(幼保連携型認定こども園を含む)設置状況	20
(5)	児童扶養手当の支給状況	23
(6)	特別児童扶養手当の支給状況	25
(7)	遺児手当の支給状況	27
7	母子家庭等の福祉に関すること	
(1)	母子家庭等の自立支援事業	29
(2)	母子父子寡婦福祉資金貸付状況	29
(3)	母子生活支援施設への入所措置	29
(4)	母子家庭等自立支援給付金	30

8	知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること	31
9	女性相談センター知多駐在室に関すること	32
10	知多半島圏域保健医療福祉推進会議	34
11	知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況	35
12	知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績	36

## 《児童育成課》

### 第3 児童育成課

1	児童相談センターの業務	37
2	業務系統図	37
3	相談の状況	
(1)	相談の分類	38
(2)	年度別・区分別・地区別受付件数の推移	39
(3)	相談種別・処理別の状況	40
(4)	調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況	41
(5)	－1 養護相談	42
(5)	－2 虐待相談	42
(6)	非行相談	45
(7)	障害相談	45

(空白のページ)

# 第1 知多福祉相談センターの概要

## 1 管内の概要・管内地図

知多福祉相談センターは、知多半島全域の5市5町を所管地域とし、その総人口は625,495人（平成31年4月1日現在）、全県人口の8.3%、面積では392.20㎢、全県面積の7.6%を占めている。

知多半島は愛知県西部に位置し、名古屋市の南に突き出した半島であり、西は伊勢湾、東は三河湾、南は伊良湖水道を通じて太平洋に面する自然豊かな環境であるが、最南端の南知多町においても、名古屋市に1時間程度で行けるという立地にある。また、半島西部には中部国際空港もあり、生活、ビジネスともに便利な地域である。

産業面においては、名古屋市南部及び衣浦西部の臨海工業地帯があり、鉄鋼業やエネルギー産業を中心とした製造業により、全国一の工業出荷額を誇る本県製造業の一翼を担うとともに、古くからの窯業、繊維、食品（醸造）等の産業に加え、近年では、半島北部のウェルネスバレーと呼ばれる地域を中心に、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地するなど、健康長寿分野においても全国有数の集積地となっている。

さらに、南部地域においては、伊勢湾の豊かな水産資源を生かした漁業とともに、恵まれた自然景観を利用した観光・レクリエーション地域として、県民の憩いの場となっている。

2002年に開港した中部国際空港は、24時間運航が可能な国際空港として、世界各国や国内の多くの都市と結び、本県を始めとして中部圏の国際物流、ビジネス交流などの空の玄関としての役割を果たすとともに、この地域の経済や観光を飛躍的に発展させることが期待されている。



## 2 管内の人口

(平成31年4月1日現在)

	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年 齢 3 区 分 人 口						
			0 ～ 14 歳		15 ～ 64 歳		65 歳 以上		
			実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	
半田市	48,893	118,104	15,441	13.1	73,844	62.5	28,118	23.8	
常滑市	23,974	57,704	8,376	14.5	33,670	58.3	14,592	25.3	
東海市	48,458	113,364	16,886	14.9	70,040	61.8	25,220	22.2	
大府市	37,896	91,907	14,025	15.3	56,353	61.3	19,702	21.4	
知多市	33,884	83,859	11,205	13.4	49,038	58.5	23,101	27.5	
阿久比町	10,179	28,319	4,778	16.9	16,042	56.6	7,440	26.3	
東浦町	19,101	48,948	6,633	13.6	29,298	59.9	12,578	25.7	
南知多町	6,970	17,456	1,583	9.1	9,290	53.2	6,550	37.5	
美浜町	9,481	22,793	2,334	10.2	13,412	58.8	6,827	30.0	
武豊町	17,600	43,041	6,002	13.9	26,072	60.6	10,740	25.0	
管内	市部	193,105	464,938	65,933	14.2	282,945	60.9	110,733	23.8
	郡部	63,331	160,557	21,330	13.3	94,114	58.6	44,135	27.5
	計	256,436	625,495	87,263	14.0	377,059	60.3	154,868	24.8
愛知県	3,214,595	7,535,607	994,858	13.2	4,599,747	61.0	1,859,955	24.7	

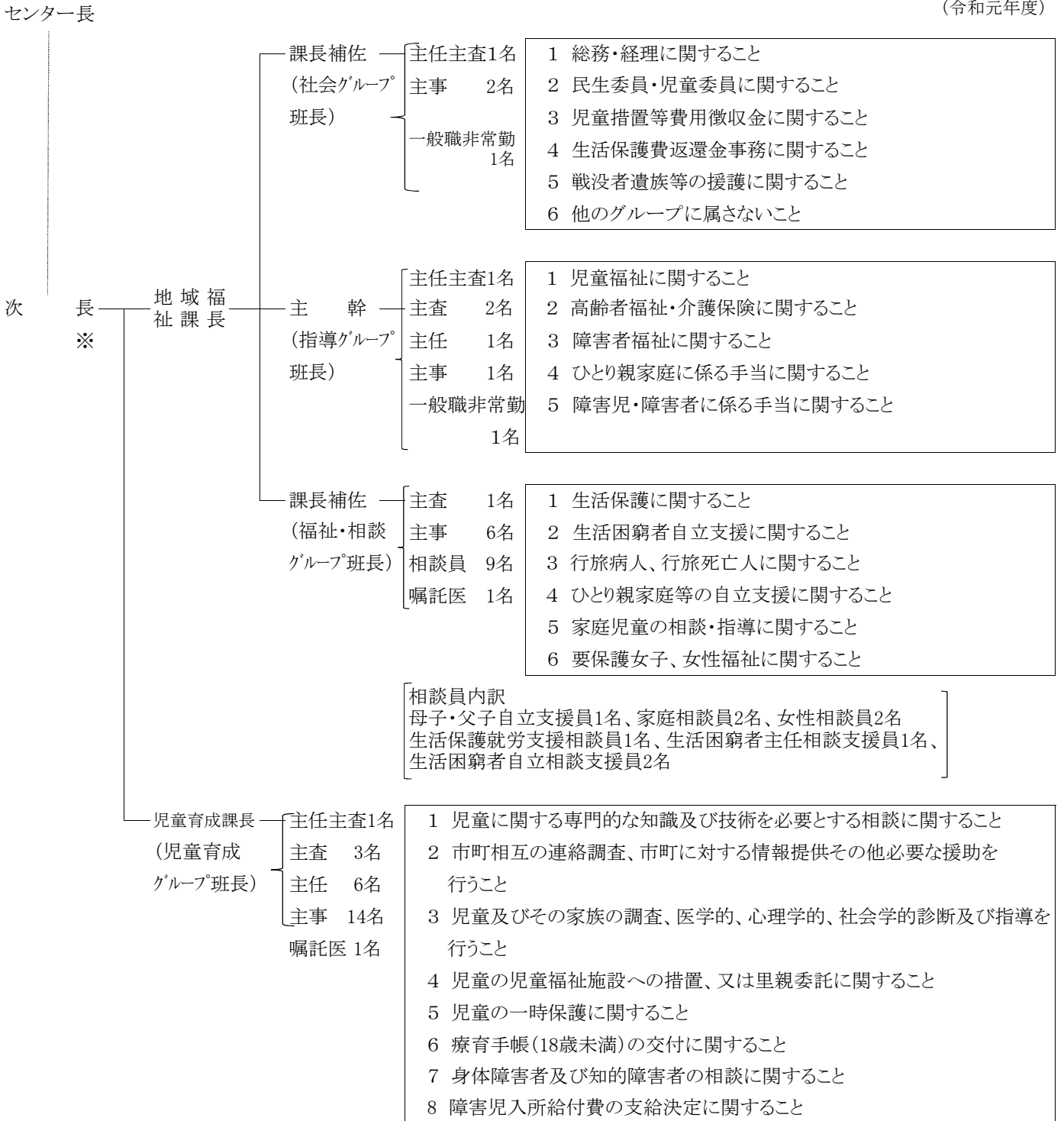
(注)1 出典:統計課「愛知県人口動向調査」

2 「人口」と「年齢3区分人口の合計」が一致しないのは、年齢不詳があるため。



### 3 知多福祉相談センターの組織及び事務分掌

(令和元年度)



※ 次長は、地域福祉課長を兼務。

## 第2 地域福祉課の事業

### 1 生活保護に関すること（所管区域：町）

#### (1) 生活保護制度

生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、社会保障の基盤としての役割を果たすもので、生活に困窮するすべての人が健康で文化的な生活が営めるよう、経済的援助を行うとともに、その自立助長を図ることを目的とする。

#### ア 生活保護の内容

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類

#### イ 負担割合

国 3/4 県又は市 1/4

#### ウ 管内の状況

管内における保護率は、平成8年3月から平成16年3月までの間は1%台で推移していたが、平成16年度途中で2%を超え、平成22年度途中から3%を超えた。その後は3.30%台で推移していたが、平成29年度以降微減傾向となり、平成31年3月の時点では2.93%となっている。

保護受給の最も多い理由は、高齢により就労継続が困難となり、その結果、収入や預貯金が減少することであり、次いで、傷病や障害により就労継続が困難となり、その結果、収入や預貯金が減少することなどである。

世帯累計別では高齢者世帯が全体の60%を超えており、全国平均の54.9%を上回っている。

平成31年3月の管内平均保護率は2.93%(県福祉事務所平均3.91%)であり、町別では、美浜町(4.17%)が高い保護率を示している反面、阿久比町(1.21%)は低い保護率となっている。なお、政令市、中核市を含む県平均保護率は10.2%である。

#### (2) 年次別保護状況

年月	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (%)	生活扶助人員	医療扶助人員				被保護人員のうち医療扶助人員の占める割合 B/A (%)	医療扶助人員のうち入院人員の占める割合 C/B (%)	
	実数 (世帯)	実数 (人) A		実数 (人)	入院(人)			入院外 (人)			
					総数 (人) B	計 C	精神				その他
14.3	203	260	1.63	209	208	42	32	10	166	80.0	20.2
15.3	222	294	1.84	229	233	48	36	12	185	79.3	20.6
16.3	239	307	1.92	252	252	45	39	6	207	82.1	17.9
17.3	264	347	2.16	286	292	64	46	18	228	84.1	21.9
18.3	266	352	2.19	285	264	57	36	21	207	75.0	21.6
19.3	266	349	2.16	268	312	83	40	43	229	89.4	26.6
20.3	278	354	2.18	280	306	75	43	32	231	86.4	24.5
21.3	285	368	2.26	302	327	64	39	25	263	88.9	19.6
22.3	342	442	2.71	374	363	85	38	47	278	82.1	23.4
23.3	378	504	3.08	436	368	41	31	10	327	73.0	11.1
24.3	394	490	3.00	407	427	92	34	58	335	87.1	21.5
25.3	409	505	3.09	419	420	60	29	31	360	83.2	14.3
26.3	442	537	3.29	425	452	63	28	35	389	84.2	13.9
27.3	438	543	3.32	438	478	69	38	31	409	88.0	14.4
28.3	443	548	3.35	462	500	67	28	39	433	91.2	13.4
29.3	442	537	3.32	459	461	65	33	32	396	85.8	14.1
30.3	399	471	3.13	397	411	50	25	25	361	87.3	12.2
31.3	413	483	2.93	407	433	45	28	17	388	89.6	10.4

(3) 町別保護状況

(平成31年3月31日現在)(単位:世帯、人、%)

区 分	保護を受けている者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医 療 扶 助			生業扶助		保護率		
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	入院		人員		世帯	人員
													入院	入院外				
阿久比町	27	32	24	26	20	22	0	0	7	8	24	2	27	0	0	1.21		
東 浦 町	104	118	82	90	85	96	1	1	29	30	99	12	96	2	2	2.46		
南知多町	68	76	53	60	37	40	1	1	21	22	65	14	56	0	0	3.89		
美 浜 町	88	99	77	85	63	70	1	1	27	27	84	3	89	0	0	4.17		
武 豊 町	126	158	116	146	116	143	2	4	26	27	113	14	120	0	0	3.53		
合 計	413	483	352	407	321	371	5	7	110	114	385	45	388	2	2	2.93		

(4) 世帯類型別保護状況

(平成31年3月31日現在)(単位:世帯)

区 分	高齢者	母子	障害者	傷病者	その他	計
阿久比町	16	0	4	4	3	27
東 浦 町	58	1	20	15	10	104
南知多町	46	0	11	8	3	68
美 浜 町	57	1	14	9	7	88
武 豊 町	72	0	16	22	16	126
合 計	249	2	65	58	39	413

(5) 生活保護費扶助別支出額

平成30年度(単位:円、%)

区 分	支 出 額	構成比率	
保 護 費	生活扶助	227,263,557	62.76
	住宅扶助	108,091,825	29.85
	教育扶助	760,726	0.21
	介護扶助	247,320	0.07
	医療扶助	2,818,762	0.78
	出産扶助	0	0.00
	生業扶助	190,800	0.05
	葬祭扶助	3,141,539	0.87
	小 計	342,514,529	94.59
就労自立給付金	0	0.00	
進学準備給付金	100,000	0.03	
保護施設事務費 及び委託事務費	19,489,468	5.38	
合 計	362,103,997	100.00	

<参考>

[保護の基準]

平成31年度の標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。(児童養育加算及び冬季加算を除く。)

標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)

(単位:円、%)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	対前年度伸率
3級地-1	125,180	125,180	125,180	126,450	101.01

## 2 生活困窮者自立支援に関すること（所管区域：町）

### (1) 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前段階の生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の自立の支援に関する措置を講ずることにより、自立の促進を図ることを目的とする。

これまで十分ではなかった生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充するもので、平成27年4月から法律が施行された。

### (2) 生活困窮者に対する事業の内容

#### ア 自立相談支援事業(国庫負担3/4)

相談支援員等を配置し、就労その他の自立に関する課題について生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行い、事業利用のための計画作成等を行う。(必須事業)

#### イ 住宅確保給付金(国庫負担3/4)

離職により住宅を失った又はおそれが高い生活困窮者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、安心して就職活動ができるよう有期で住宅確保給付金を支給する。(必須事業)

#### ウ 一時生活支援事業(国庫補助2/3)

住居のない生活困窮者に対応するため、旅館等の借り上げにより緊急一時的な宿泊場所を確保する。(任意事業)

#### エ 子どもの学習支援事業(国庫補助1/2)

生活困窮世帯等の子どもを対象に、授業の復習・宿題の習慣づけのための学習支援や子どもが安心して通える居場所の提供等を行う。(任意事業)

平成29年度は武豊町で、平成30年度は武豊町に加えて東浦町、南知多町の3町で実施。  
令和元年度はさらに阿久比町、美浜町を加え、管内5町全てで実施予定。

### (3) 職員

主任相談支援員 1名(非常勤)、自立相談支援員 2名(非常勤)

### (4) 生活困窮者自立支援事業の現況

#### ○ 相談件数等

平成30年度

相談数		支援方法					支援結果	
新規受付	延面接数	住宅確保給付金	一時生活支援事業	就労支援	生保就労自立支援	その他	就職	増収
件	件	件	件	件	件	件	件	件
104	780	0	4	26	10	0	45	0

#### ○ 子どもの学習支援事業

東浦町、南知多町及び武豊町の3町で実施

参加者 18名(定員36名)

### 3 高齢者福祉(介護保険制度)に関すること (所管区域：市町等(保険者))

国は、平成25年12月に施行した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づき、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することとしている。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、本県及び市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や、介護保険制度の円滑な運営を図るため、「第7期愛知県高齢者健康福祉計画」(平成30～32年度)において、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、① 介護保険サービスの充実、② 在宅医療の提供体制の整備、③ 認知症高齢者支援対策の推進、④ 介護予防と生きがい対策の推進、⑤ 生活支援の推進、⑥ 高齢者の生活環境の整備、⑦ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と資質の向上の7つの項目を基本目標に掲げ、地域において切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け、具体的な取組を進めることとした。

また、県が作成した医療介護総合確保法に基づく計画に基づき、市町村高齢者健康福祉計画と整合を図りながら、県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、① 介護施設等の整備に関する事業、② 介護従事者の確保に関する事業等への助成を行うこととしている。

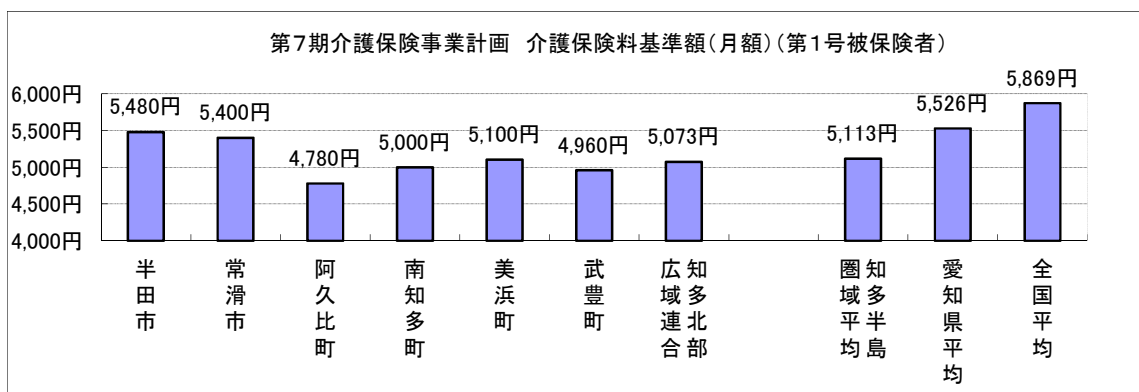
#### (1) 介護保険料基準額(月額)(第1号被保険者)

市町等名	第7期 介護保険事業計画 (A)	第6期 介護保険事業計画 (B)	伸び率 (A/B)
半田市	5,480円	4,930円	11.2%
常滑市	5,400円	4,950円	+9.1%
阿久比町	4,780円	4,780円	+0.0%
南知多町	5,000円	5,100円	-2.0%
美浜町	5,100円	5,100円	+0.0%
武豊町	4,960円	4,850円	+2.3%
知多北部 広域連合	5,073円	5,073円	+0.0%
知多半島 圏域平均	5,113円	4,969円	+2.9%
愛知県平均	5,526円	5,191円	+6.5%
全国平均	5,869円	5,514円	+6.4%

※ 第6期介護保険事業計画：平成27～29年度

第7期介護保険事業計画：平成30～32年度

※ 知多北部広域連合：東海市、大府市、知多市及び東浦町より構成。



(2) 被保険者数 (平成31年3月31日現在) (単位:人)

市町等名	第1号被保険者	第2号被保険者	計
半田市	28,478人	41,045人	69,523人
常滑市	15,069人	18,567人	33,636人
阿久比町	7,333人	8,858人	16,191人
南知多町	6,569人	5,771人	12,340人
美浜町	6,716人	7,469人	14,185人
武豊町	10,771人	14,270人	25,041人
知多北部 広域連合	80,932人	110,587人	191,519人
計	155,868人	206,567人	362,435人

※ 第1号被保険者 : 65歳以上の者  
 第2号被保険者 : 40~64歳までの医療保険加入者(住民基本台帳上の人口で整理)

(3) 要介護(支援)認定者数 (平成31年3月31日現在) (単位:人)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	889人	556人	1,220人	706人	575人	563人	354人	4,863人
常滑市	328人	310人	555人	496人	323人	307人	193人	2,512人
阿久比町	133人	175人	187人	168人	129人	115人	73人	980人
南知多町	74人	164人	111人	178人	146人	171人	113人	957人
美浜町	143人	109人	275人	158人	133人	133人	79人	1,030人
武豊町	191人	279人	267人	251人	199人	146人	90人	1,423人
知多北部 広域連合	1,439人	2,266人	2,403人	2,636人	1,978人	1,574人	1,193人	13,489人
計	3,197人	3,859人	5,018人	4,593人	3,483人	3,009人	2,095人	25,254人
構成比	12.7%	15.3%	19.9%	18.2%	13.8%	11.9%	8.2%	100.0%

要介護(支援)認定者数 構成比 (平成31年3月31日現在)

半田市	要支援1 18.3%	要支援2 11.4%	要介護1 25.1%	要介護2 14.5%	要介護3 11.8%	要介護4 11.6%	要介護5 7.3%
常滑市	要支援1 13.1%	要支援2 12.3%	要介護1 22.1%	要介護2 19.7%	要介護3 12.9%	要介護4 12.2%	要介護5 7.7%
阿久比町	要支援1 13.6%	要支援2 17.9%	要介護1 19.1%	要介護2 17.1%	要介護3 13.2%	要介護4 11.7%	要介護5 7.4%
南知多町	要支援1 7.7%	要支援2 17.1%	要介護1 11.6%	要介護2 18.6%	要介護3 15.3%	要介護4 17.9%	要介護5 11.8%
美浜町	要支援1 13.9%	要支援2 10.6%	要介護1 26.7%	要介護2 15.3%	要介護3 12.9%	要介護4 12.9%	要介護5 7.7%
武豊町	要支援1 13.4%	要支援2 19.6%	要介護1 18.8%	要介護2 17.6%	要介護3 14.0%	要介護4 10.3%	要介護5 6.3%
知多北部 広域連合	要支援1 10.7%	要支援2 16.8%	要介護1 17.8%	要介護2 19.5%	要介護3 14.7%	要介護4 11.7%	要介護5 8.8%
計	要支援1 12.7%	要支援2 15.3%	要介護1 19.9%	要介護2 18.2%	要介護3 13.8%	要介護4 11.9%	要介護5 8.2%

**(4) 居宅(介護予防)サービス受給者数**

サービス提供月 平成31年3月分(単位:人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	406人	362人	977人	579人	352人	260人	162人	3,098人
常滑市	142人	177人	449人	377人	199人	157人	93人	1,594人
阿久比町	79人	128人	143人	141人	81人	66人	45人	683人
南知多町	34人	103人	81人	136人	75人	52人	40人	521人
美浜町	43人	43人	213人	129人	53人	49人	20人	550人
武豊町	105人	182人	217人	191人	111人	69人	37人	912人
知多北部広域連合	446人	1,077人	1,801人	2,042人	1,244人	736人	512人	7,858人
計	1,255人	2,072人	3,881人	3,595人	2,115人	1,389人	909人	15,216人
構成比	8.2%	13.6%	25.5%	23.6%	13.9%	9.1%	6.0%	100.0%

**(5) 地域密着型(介護予防)サービス受給者数**

サービス提供月 平成31年3月分(単位:人、%)

市町等名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
半田市	7人	3人	296人	146人	121人	61人	46人	680人
常滑市	4人	0人	94人	88人	52人	37人	31人	306人
阿久比町	1人	3人	23人	25人	21人	19人	5人	97人
南知多町	1人	2人	39人	52人	25人	32人	25人	176人
美浜町	0人	0人	36人	19人	9人	5人	3人	72人
武豊町	0人	2人	46人	30人	20人	14人	6人	118人
知多北部広域連合	7人	11人	434人	479人	400人	197人	137人	1,665人
計	20人	21人	968人	839人	648人	365人	253人	3,114人
構成比	0.6%	0.7%	31.1%	26.9%	20.8%	11.7%	8.2%	100.0%

**(6) 施設サービス受給者数**

サービス提供月 平成31年3月分(単位:人、%)

市町等名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
半田市	415人	328人	2人	745人
常滑市	203人	195人	5人	403人
阿久比町	74人	74人	1人	149人
南知多町	144人	50人	22人	216人
美浜町	130人	61人	18人	209人
武豊町	150人	98人	2人	250人
知多北部広域連合	1,212人	812人	10人	2,034人
計	2,328人	1,618人	60人	4,006人
構成比	58.1%	40.4%	1.5%	100.0%

※ 介護療養型医療施設については、従前において廃止(転換)期限が平成23年度末であったが、改正介護保険法に基づき平成35年度末まで延長されることとなった。

## 4 障害者福祉に関すること

障害者施策は、平成5年12月に施行された「障害者基本法」に掲げられた理念のもと、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が与えられる“完全参加と平等”の実現に向けて推進されている。

平成18年4月には、障害のある人の地域における自立した生活を支援する体制を充実するための「障害者自立支援法」が施行された。その後、障害者の範囲拡大、介護給付等のサービス提供の一元化などが盛り込まれ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と名称を改め、平成25年4月に施行されている。

本県では、平成28年6月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた障害児福祉計画を一体にして作成した「第5期愛知県障害福祉計画」(平成30～32年度)に基づき、障害者の自立した生活の支援と障害のある子どもの健やかな育成のための各種施策を実施している。

また、平成16年に改正された障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化する目的で、平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定(平成28年4月施行)されたことを受け、この法律の趣旨を広く周知し、差別の解消を推進することを目的として、平成27年12月に「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定し、障害を理由とする差別の解消に向けた体制整備を図るとともに、啓発活動を行っている。

この他、平成28年3月に本県の障害者計画として、人と人とのつながり、支え合いにより、誰もが健やかで健康に暮らせる社会の実現をめざすことを基本理念とした、平成32年度までの5か年を計画期間とする「あいち健康福祉ビジョン2020」が策定され、平成28年10月には、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」が制定された。

### (1) 身体障害者手帳の所持状況 (所管区域 : 市町)

身体障害者福祉法による身体障害者手帳の所持状況は、次のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

	総人口(人) (A)	身体障害者手帳交付台帳登載数(人)						計(B)	(B)/(A)
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級		
半 田 市	118,104	1,048	556	815	790	211	146	3,566	3.02%
常 滑 市	57,704	461	248	417	412	120	85	1,743	3.02%
東 海 市	113,364	1,057	473	837	817	223	195	3,602	3.18%
大 府 市	91,907	532	392	539	595	134	193	2,385	2.60%
知 多 市	83,859	706	335	569	614	143	115	2,482	2.96%
市 計	464,938	3,804	2,004	3,177	3,228	831	734	13,778	2.96%
阿久比町	28,319	240	91	174	199	43	44	791	2.79%
東 浦 町	48,948	407	227	315	315	85	77	1,426	2.91%
南知多町	17,456	241	118	184	201	56	42	842	4.82%
美 浜 町	22,793	245	101	186	178	48	28	786	3.45%
武 豊 町	43,041	425	187	269	272	69	57	1,279	2.97%
町 計	160,557	1,558	724	1,128	1,165	301	248	5,124	3.19%
圏域計	625,495	5,362	2,728	4,305	4,393	1,132	982	18,902	3.02%

※ 手帳所持の人数については平成31年3月31日現在



## (2) 療育手帳の所持状況（所管区域：市町）

知的障害児(者)に対して交付する療育手帳の所持状況は、次のとおりである。（平成31年4月1日現在）

	総人口(人) (A)	療育手帳所持者数(人)				
		重 度	中 度	軽 度	計 (B)	(B)/(A)
半田市	118,104	339	285	341	965	0.82%
常滑市	57,704	150	123	159	432	0.75%
東海市	113,364	320	257	357	934	0.82%
大府市	91,907	218	176	250	644	0.70%
知多市	83,859	222	139	199	560	0.67%
市計	464,938	1,249	980	1,306	3,535	0.76%
阿久比町	28,319	73	58	67	198	0.70%
東浦町	48,948	160	108	132	400	0.82%
南知多町	17,456	55	26	32	113	0.65%
美浜町	22,793	69	35	60	164	0.72%
武豊町	43,041	111	80	137	328	0.76%
町計	160,557	468	307	428	1,203	0.75%
圏域計	625,495	1,717	1,287	1,734	4,738	0.76%

## (3) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況（所管区域：市町）

精神保健福祉法による精神障害者保健福祉手帳の所持状況は、次のとおりである。（平成31年4月1日現在）

	総人口(人) (A)	精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)				
		1 級	2 級	3 級	計 (B)	(B)/(A)
半田市	118,104	157	674	223	1,054	0.89%
常滑市	57,704	64	279	124	467	0.81%
東海市	113,364	114	501	173	788	0.70%
大府市	91,907	87	461	207	755	0.82%
知多市	83,859	104	347	167	618	0.74%
市計	464,938	526	2,262	894	3,682	0.79%
阿久比町	28,319	30	109	44	183	0.65%
東浦町	48,948	63	256	112	431	0.88%
南知多町	17,456	62	133	30	225	1.29%
美浜町	22,793	54	160	34	248	1.09%
武豊町	43,041	53	180	77	310	0.72%
町計	160,557	262	838	297	1,397	0.87%
圏域計	625,495	788	3,100	1,191	5,079	0.81%

#### (4) 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

##### ア 設置根拠

愛知県知多障害保健福祉圏域会議設置要綱  
(平成20年6月30日付け20知福第363号。最終改正:平成30年4月1日)

##### イ 目的

知多障害保健福祉圏域における障害者等の相談支援体制等に関する課題や情報の共有、課題の解決に向けた検討及び障害福祉計画の検証と策定支援を行うことを目的とする。

##### ウ 検討事項

- (ア) 地域の相談支援体制に関すること。
- (イ) 市町村自立支援協議会の運営に関すること。
- (ウ) 障害福祉計画における圏域の障害福祉サービス見込量に対する利用実績及び基盤整備状況に関すること。
- (エ) 地域のネットワーク構築に関すること。
- (オ) 困難事例への対応に関すること。
- (カ) 地域における専門的支援(障害児支援、権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援など)に関すること。
- (キ) 圏域内の市町村を通ずる広域的な課題に関すること。
- (ク) その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

##### エ 組織

愛知県知多福祉相談センター長が、以下に掲げる者の中から検討事項の内容に応じ必要と認める者を招集する。

市町障害保健福祉担当職員、相談支援従事職員(相談支援専門員)、障害児等療育支援事業所職員、就業・生活支援センター職員、障害福祉サービス事業所職員、知多地域成年後見センター職員、知多圏域を担当する地域アドバイザー業務従事者、学識経験者、精神科病院従事職員、知多圏域保健所職員、知多福祉相談センター地域福祉課職員

##### オ 開催状況(平成30年度)

###### (ア) 平成30年度 第1回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成30年6月6日(水) 14:00~16:00
場 所	東海市立勤労センター 2階第1研修室
議 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成30年度の圏域会議の開催日程及び議長の選出について</li><li>・ 医療的ケア児支援ネットワーク事業について</li><li>・ 精神保健福祉部会について</li><li>・ 後見業務に関する実績について</li><li>・ 各市町からの報告</li><li>・ 知多圏域基幹相談支援センター等連絡会議について</li><li>・ 知多圏域会議子ども部会の設置検討について</li></ul>

###### (イ) 平成30年度 第2回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成30年10月3日(水) 14:00~16:00
場 所	大府市ふれ愛サポートセンター スピカ 多目的ルーム
議 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 愛知県自立支援協議会医療的ケア児支援部会の内容について</li><li>・ 精神保健福祉部会について</li><li>・ 子ども部会について</li><li>・ 後見業務に関する実績について</li><li>・ 各市町からの報告</li><li>・ 知多圏域基幹相談支援センター等連絡会議等について</li></ul>

###### (ウ) 平成30年度 第3回 愛知県知多障害保健福祉圏域会議

日 時	平成31年3月6日(水) 14:00~16:00
場 所	東浦町文化センター ホール
議 題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平成31年度の圏域会議の開催日程について</li><li>・ 精神保健福祉部会について</li><li>・ 子ども部会について</li><li>・ 後見業務に関する実績について</li><li>・ 各市町からの報告</li><li>・ 知多圏域基幹相談支援センター等連絡会議等について</li></ul>

##### カ その他

知多障害保健福祉圏域会議では専門部会的な位置づけで目的を特化した精神保健福祉意見交換会を開催してきたが、平成29年度から正式に設置要領に基づいた精神保健福祉部会を立ち上げ、精神障害者の地域移行・地域定着の推進に向けた支援の検討、職員の研修等を実施している。(年4回程度)  
また平成30年度から子ども部会を立ち上げ、医療的ケア児の支援等について検討することとなった。(年2回程度)

## (5) 特別障害者手当等の支給状況(所管区域：町)

### ア 目的

在宅で常時介護を必要とする重度の障害者に手当を支給し、経済的負担の軽減を図る。  
(事業開始 昭和61年度)

### イ 支給要件等

区 分		手当月額(単位:円)		
		国手当	県手当	計
特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の者	27,200	A種 6,850 B種 1,050 C種 加算なし	A種 34,050 B種 28,250 C種 27,200
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の者	14,790	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 21,690 B種 15,940 C種 14,790
(経過的)福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当、障害基礎年金のいずれも受給していない在宅の者(障害程度は障害児福祉手当と同じ)	14,790	A種 6,900 B種 1,150 C種 加算なし	A種 21,690 B種 15,940 C種 14,790

負担率 ・国手当:3/4、県1/4

・県手当:県10/10…国の手当に対する加算

上記の国の手当受給者のうち、A種又はB種に該当する者に対して、  
県の手当を加算して支給する。

A種……身体障害1～2級かつIQ35以下の合併

B種……身体障害1～2級又はIQ35以下

C種……上記A種、B種に該当しないが国の認定基準を満たすもの

### ウ 所得制限

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 3,604,000	円 3,984,000	円 4,364,000	円 4,744,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	” 213,000円加算
扶養義務者					

### エ 支給時期

年4回(5月、8月、11月、2月)

【 特 別 障 害 者 等 手 当 受 給 状 況 】

平成31年3月31日現在(単位:人)

区 分		手 当 受 給 資 格 者 数					
		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
特別障害者 手 当	A種	1	11	3 (1)	5 (1)	6	26 (2)
	B種	18	27 (5)	21	19	20 (1)	105 (6)
	C種		1			1	2
	小計	19	39 (5)	24 (1)	24 (1)	27 (1)	133 (8)
障害児福祉 手 当	A種	3 (1)	12 (1)	1	1	5	22 (2)
	B種	8 (1)	13 (3)	6	5 (1)	14 (1)	46 (6)
	C種					1	1
	小計	11 (2)	25 (4)	7	6 (1)	20 (1)	69 (8)
経過的福祉 手 当	A種						0
	B種	1		2	2	3	8
	C種						0
	小計	1	0	2	2	3	8
合 計		31 (2)	64 (9)	33 (1)	32 (2)	50 (2)	210 (16)

(注) ( )内は支給停止者、再掲

**(6) 在宅重度障害者手当(単県)の支給状況(所管区域 : 市町)**

**ア 目的**

在宅の重度障害者に、重度の障害ゆえに生ずる負担軽減の一助となるよう県単独で手当を支給し、福祉の増進を図る。(5)の国の手当の受給者を除く(事業開始 昭和45年度)

**イ 事業内容**

障 害 の 区 分		手 当 月 額
1種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500円
2種重度障害者	・1級又は2級の身体障害者手帳を有する者 ・知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ・3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 (65歳以上になってから新たに障害者となった者を除く)	6,750円

**ウ 所得制限**

支給対象者であっても、次のような所得があったときは、支給されない。

- ・受給資格者の前年の所得が 3,604,000円以上であるとき
- ・配偶者等扶養義務者の前年の所得が 6,287,000円以上であるとき

**エ 支給時期**

年3回(4月、8月、12月)

**【 在 宅 重 度 障 害 者 手 当 受 給 状 況 】**

(平成31年4月16日現在)(単位:人)

区 分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
1種重度障害者	19 (1)	2 (0)	4 (0)	4 (1)	7 (1)	1 (0)	6 (0)	1 (0)	3 (1)	5 (0)	52 (4)
2種重度障害者	1,059 (41)	456 (13)	892 (45)	689 (45)	682 (32)	212 (9)	465 (17)	186 (6)	186 (2)	398 (11)	5,225 (221)
合 計	1,078 (42)	458 (13)	896 (45)	693 (46)	689 (33)	213 (9)	471 (17)	187 (6)	189 (3)	403 (11)	5,277 (225)

(注) ( )内は支給停止者、内数

(7) 心身障害者扶養共済制度への加入状況(所管区域 : 市町)

ア 目 的

障害者を扶養している保護者にとって最大の不安は、自己の死亡後に残された障害者の生活の問題である。このような保護者の不安を軽減するため、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、その保護者が死亡又は重度障害となった場合に障害者に年金を支給することにより生活の不安をやわらげる。

(事業開始 昭和45年度)

イ 実施主体

県

(平成31年4月1日現在)(単位:人)

区 分	加入者数	掛 金 の 状 況					備 考
		加入者全額負担	50%免除	70%免除	100%免除	その他	
半田市	37	13	2	1	21	0	・加入は2口まで。 2口加入にあつては、 1口目と同額が加算される。 ・年金(保護者死亡後) 1口当たり 月額2万円 ・弔慰金(障害者死亡) 1口当り 5~25万円 ・脱退一時金 1口当たり 7.5~25万円
常滑市	24	5	3	1	15	0	
東海市	37	5	1	3	28	0	
大府市	29	9	0	0	20	0	
知多市	30	9	1	1	19	0	
阿久比町	11	3	0	0	8	0	
東浦町	23	5	2	0	16	0	
南知多町	10	1	2	0	6	1	
美浜町	11	2	0	0	9	0	
武豊町	19	10	1	0	8	0	
合 計	231	62	12	6	150	1	

<掛金月額>

(単位:円)

加入時における年齢区分	金 額
35歳未満の者	9,300
35歳以上40歳未満の者	11,400
40歳以上45歳未満の者	14,300
45歳以上50歳未満の者	17,300
50歳以上55歳未満の者	18,800
55歳以上60歳未満の者	20,700
60歳以上65歳未満の者	23,300

※ 一定の要件に該当する場合は掛金の減免の適用を受けることができます。

## 5 民生委員・児童委員に関すること

民生委員は、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活に関する助言その他の援助を行うとともに、関係行政機関の業務に協力している。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力業務など広範囲の任務を担っている。児童委員活動のさらなる推進を図るため、主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、任期は3年となっており、平成28年12月1日に一斉改選され、次回の改選は令和元年12月1日の予定である。

### (1) 配置状況(所管区域：市町)

平成31年4月1日現在

市 名	定数（人）	協議会数	町 名	定数（人）	協議会数
半田市	167(17)	8	阿久比町	44(3)	1
常滑市	92(8)	4	東浦町	71(4)	1
東海市	140(12)	5	南知多町	51(3)	1
大府市	146(16)	8	美浜町	43(2)	1
知多市	118(11)	5	武豊町	47(3)	1
市計	663(64)	30	町計	256(15)	5
			合計	919(79)	35

(注) ( ) 内の数字は主任児童委員数の内数を示したもの

(2) 民生委員・児童委員活動状況(平成30年度)

(単位:件)

内容別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
在宅福祉	634	9
介護保険	297	6
健康・保健医療	442	8
子育て・母子保健	742	449
子どもの地域生活	1,139	353
子どもの教育・学校生活	1,101	457
生活費	777	11
年金・保険	58	4
仕事	70	19
家族関係	378	31
住居	130	4
生活環境	674	13
日常的な支援	3,402	18
その他	2,976	27
計	12,820	1,409

分野別相談・支援件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
高齢者に関すること	6,839	69
障害者に関すること	815	19
子どもに関すること	3,136	1,291
その他	2,030	30
計	12,820	1,409

その他活動件数	民生委員・児童委員	主任児童委員(再掲)
調査・実態把握	15,837	266
行事・事業・会議への参加協力	21,867	1,771
地域福祉活動・自主活動	26,582	1,617
民児協運営・研修	16,435	1,249
証明事務	1,124	23
要保護児童の発見の通告・仲介	116	19
計	81,961	4,945



## 6 児童福祉に関すること

### (1) 子ども会の状況（所管区域：市町）

子ども達が自主的な遊びや行事を通じて地域の子どもの自主性と社会性を高め、日常生活を健全で豊かなものにし、もって地域社会における児童の福祉の増進を図る。

#### 【子ども会設置状況】

平成31年4月1日現在

市名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数	町名	愛知県子ども会連絡協議会単位子ども会数	会員数
※半田市	7クラブ	757人	阿久比町	24クラブ	2,052人
常滑市	25クラブ	1,616人	※東浦町	14クラブ	700人
東海市	66クラブ	4,816人	南知多町	1クラブ	75人
大府市	105クラブ	3,687人	美浜町	9クラブ	540人
知多市	52クラブ	3,154人	武豊町	13クラブ	953人
市計	255クラブ	14,030人	町計	61クラブ	4,320人
			合計	316クラブ	18,350人

※半田市はH27年3月より愛知県子ども会連絡協議会活動を休会中のため、半田市で把握している子ども会数及び会員数を記載。

※東浦町はH28年3月に愛知県子ども会連絡協議会を脱退したため、町で管理している子ども会数及び会員数を記載。

### (2) 児童厚生施設(児童館・児童遊園)の設置状況（所管区域：市町）

児童に健全な遊びの場を与えて、健康を増進し情操を豊かにするための施設として設置されている。

(事業開始 児童館…昭和38年度、児童センター…昭和53年度、児童遊園…昭和40年度)

平成31年4月1日現在

区分	児童館		児童遊園	
	児童館	児童センター	児童遊園	交通児童遊園
半田市	—	7か所	6か所	—
常滑市	6か所	2か所	7か所	—
東海市	14か所	—	5か所	—
大府市	—	9か所	0か所	—
知多市	—	1か所	10か所	—
阿久比町	1か所	—	—	—
東浦町	—	7か所	—	—
南知多町	—	—	—	—
美浜町	1か所	—	12か所	—
武豊町	4か所	—	3か所	—
合計	26か所	26か所	43か所	—

### (3) 放課後児童対策事業の状況（所管区域：市町）

#### 【放課後児童クラブ設置状況】

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等に対して、適切な遊びや生活の場を与える。

(事業開始 平成3年度)

令和元年5月1日現在

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
放課後児童クラブ数	20クラブ	12クラブ	15クラブ	12クラブ	11クラブ	5クラブ	7クラブ	2クラブ	2クラブ	4クラブ	90クラブ

(4) 保育所(保育所型・幼保連携型こども園を含む)設置状況 (所管区域 : 市町)

保護者の就労・疾病などにより家庭で保育することのできない乳幼児を、保護者からの申込みにより保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。

平成31年4月1日現在

市名	名称	設置者	定員A	現 員 B		市名	名称	設置者	定員A	現 員 B	
				入所児童	保育実 施児童					入所児童	保育実 施児童
半 田 市	高根 保育園	半田市	182	81	81	東 海 市	一番畑 保育園	東海市	200	172	161
	花園 "	"	208	181	181		名和 "	"	200	167	151
	協和 "	"	133	79	79		名和東 "	"	136	112	102
	岩滑北 "	"	136	124	124		渡内 "	"	200	163	157
	清城 "	"	192	134	134		平洲 "	"	180	144	139
	葵 "	"	183	137	137		木庭 "	"	125	92	88
	有脇 "	"	136	92	92		みどり "	"	115	67	63
	乙川 "	"	212	172	172		明倫 "	"	130	90	83
	東 "	"	238	175	175		富木島 "	"	115	100	96
	横川 "	"	196	149	149		東山 "	"	210	180	171
	平地 "	"	216	176	176		大田 "	"	205	171	155
	白山 "	"	113	78	78		高横須賀 "	"	165	128	121
	修農 "	"	102	59	59		横須賀 "	"	112	85	82
	岩滑こども園	"	165	156	128		養父 "	"	153	129	125
	板山こども園	"	222	197	152		加木屋 "	"	219	187	180
	半田同胞園保育所	社会福祉法人	280	253	253		三ツ池 "	"	161	136	129
	住吉 こども園	"	115	115	100		大堀 "	"	206	177	165
	あさひ "	"	30	32	32		加木屋南 "	"	159	133	122
	のぞみが丘 "	NPO法人	50	48	48		エチュード上野台	社会福祉法人	30	20	20
	みらい "	"	75	75	75		さくらんぼの夢	学校法人	90	68	68
	花・はなベビーハウス	"	18	10	10		Memorytree名和北保育園	株式会社	19	13	13
	おひさま保育園	社会福祉法人	18	13	13		Memorytree太田川 "	"	19	11	11
	わかば保育園	社会福祉法人	18	15	15		荒尾サンフレンズ "	"	19	15	15
	くれよん保育園	NPO法人	18	11	11		加木屋町サンフレンズ "	"	19	9	9
計 24か所	公15私9	3,256	2,562	2,474	Memorytree名和町 "	"	19	6	6		
入所率(現員B/定員A)			78.7%	76.0%	Memorytree伏見 "	"	19	10	10		
三和南 保育園	常滑市	130	116	93	計 26か所	公18私8	3,225	2,585	2,442		
三和西 "	"	150	101	84	入所率(現員B/定員A)			80.2%	75.7%		
鬼崎北 "	"	180	128	107							
鬼崎中 "	"	100	68	31							
鬼崎西 "	"	136	116	99							
瀬木 "	"	230	199	169							
常石 "	"	110	86	52							
丸山 "	"	180	124	103							
西浦南 "	"	110	63	47							
小鈴谷 "	"	120	68	50							
青海こども園	"	70	10	10							
SAKAI 保育園	NPO法人	50	45	36							
波の音こども園	社会福祉法人	135	111	111							
風の丘こども園	社会福祉法人	183	184	184							
こども園あるこ	社会福祉法人	183	187	187							
計 15か所	公11私4	2,067	1,606	1,363							
入所率(現員B/定員A)			77.7%	65.9%							

市名	名称	設置者	定員A	現 員 B		町名	名称	設置者	定員A	現 員 B		
				入所児童	保育実 施児童					入所児童	保育実 施児童	
大府市	大府 保育園	大府市	287	270	261	阿久比町	英 保育園	阿久比町	H25. 4. 1から休止中			
	柘山 "	"	216	183	164		草木 "	"	160	122	117	
	桃山 "	"	124	114	104		北原 "	"	H25. 4. 1から休止中			
	横根 "	"	135	127	96		宮津 "	"	260	178	170	
	北崎 "	"	111	100	84		城山 "	"	90	44	38	
	共和東 " ※	"	205	187	153		英比 "	"	260	209	204	
	追分 "	"	135	129	116		東部 "	社会福祉法人	100	88	86	
	荒池 "	"	178	173	154		中部 "	"	90	76	73	
	共長 "	"	119	116	107		南部 "	"	110	85	85	
	長草 "	"	108	92	77		ひなた "	"	30	22	22	
	吉田 "	"	128	104	86		SAKURA "	NPO法人	64	63	63	
	米田 "	"	125	91	84		計 9(2)か所	公4(2)私5	1,164	887	858	
	若宮 "	"	229	203	155		入所率(現員B/定員A)		76.2%	73.7%		
	共和 "	社会福祉法人	172	160	152		東浦町	森岡 保育園	東浦町	90	47	9
	石ヶ瀬保育園	"	90	57	42			森岡西 "	"	180	145	88
	大府西こどもの城 "	学校法人	30	24	21	緒川 "		"	300	248	166	
	大府大和キッズ "	"	60	29	25	緒川新田 "		"	220	131	98	
	ジーニアス幼稚園	"	51	50	50	石浜 "		"	300	209	141	
	大東くちなしの花保育園	"	132	51	41	石浜西 "		"	280	220	154	
	大和共栄保育園	"	134	85	85	生路 "		"	170	133	67	
	そびあ保育園おいわけ	株式会社	22	19	16	藤江 "		"	250	186	117	
	そびあ保育園大府もりおか	株式会社	23	22	15	計 8か所		公8私0	1,790	1,319	840	
	保育園さくらんぼ	個人事業主	19	19	17	入所率(現員B/定員A)		73.7%	46.9%			
計 23か所	公13私10	2,833	2,405	2,105	入所率(現員B/定員A)			84.9%	74.3%			
知多市	新舞子 保育園	知多市	198	163	162	南知多町		内海 保育所	南知多町	170	104	93
	八幡 "	"	134	116	116		かるも "	"	100	69	66	
	佐布里 "	"	117	98	98		師崎 "	"	90	34	29	
	新知 "	"	146	136	136		大井 "	"	90	36	29	
	新田 "	"	220	199	198		日間賀 "	"	90	65	63	
	日長 "	"	100	77	76		篠島 保育園	社会福祉法人	60	43	43	
	寺本 "	"	150	120	119		計 6か所	公5私1	600	351	323	
	つつじが丘 "	"	129	105	105		入所率(現員B/定員A)		58.5%	53.8%		
	日長台 "	"	125	100	100							
	岡田西 "	"	194	157	156							
	南粕谷 "	"	135	125	125							
	朝倉 "	社会福祉法人	100	87	87							
	ゆめ "	NPO法人	28	18	18							
	SORA "	NPO法人	150	110	110							
	明愛幼稚園	学校法人	135	99	34							
	計 15か所	公11私4	2,061	1,710	1,640							
	入所率(現員B/定員A)		83.0%		79.6%							

※ 共和東保育園:大府市が設置し、株式会社が受託運営を行っている。

\* ( )は、休止施設数で、外数。

町名	名称	設置者	定員A	現 員 B	
				入所児童	保育実 施児童
美 浜 町	布土 保育所	美浜町	人 80	人 59	人 38
	河和北 "	"	220	217	159
	南部 "	"	90	27	21
	野間 "	"	110	50	36
	奥田 "	"	110	60	42
	上野間 "	"	110	57	42
	計 6か所	公6私0	720	470	338
	入所率(現員B/定員A)			65.3%	46.9%
武 豊 町	南 保育園	武豊町	92	79	58
	富貴 "	"	169	164	125
	北 "	"	194	180	125
	西 "	"	218	205	136
	六貫山 "	"	209	201	128
	中山 "	"	218	212	173
	東大高 "	"	97	86	70
	わかば "	"	76	64	49
	このみ "	NPO法人	27	24	24
	北中根こども園	社会福祉法人	144	127	127
	計 10か所	公8私2	1,444	1,342	1,015
	入所率(現員B/定員A)			92.9%	70.3%

(5) 児童扶養手当の支給状況(所管区域：町)

ア 目的

ひとり親家庭において児童を監護している母または、児童を監護しかつ生計を同じくしている父、あるいは父母により監護等されていない児童を養育する者に、手当を支給することにより、児童の福祉増進を図る。(事業開始 昭和36年度)

イ 支給要件

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(児童に障害がある場合は、20歳未満)であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父又は母が死亡した児童
- (ウ) 父又は母が重度の障害にある児童
- (エ) 父又は母の生死が明らかではない児童
- (オ) 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童(※ひとり親)
- (ケ) その他アからクに該当するか明らかでない児童

ウ 所得の限度額

平成31年4月1日現在

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	全部支給	円 490,000	円 870,000	円 1,250,000	円 1,630,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	” 380,000円加算
配偶者扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	” 380,000円加算

エ 手当額

区分	平成31年度額	
	全部支給者	一部支給停止者
児童1人の場合	42,910円	42,900円～10,120円 10円単位
児童2人の場合の加算額	10,140円	10,130円～5,070円 10円単位
児童3人以上の場合の加算額	児童1人増すごとに6,020円	6,070円～3,040円 10円単位

オ 支給時期

年5回(4月、8月、11月、1月、3月)

【 児 童 扶 養 手 当 受 給 状 況 】

<受給資格者別>

平成31年3月31日現在 (単位:人)

		阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合計
受給者数	全部支給	66	135	53	68	152	474
	一部支給停止	59	79	36	42	133	349
	小計(A)	125	214	89	110	285	823
	支給対象児童数						1,275
全部支給停止(B)		21	34	11	20	35	121
合計(A+B)		146	248	100	130	320	944

<支給要件別>

平成31年3月31日現在(単位:人、%)

生別		死別	未婚	障害者	遺棄	その他	合計
離婚	その他						
713 (86.6)	0 (0.0)	6 (0.7)	72 (8.7)	6 (0.7)	1 (0.1)	25 (3.0)	823

(注) ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

(注) 全部支給停止者を除く。

<受給者数の推移>

(単位:人)

区分	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
全国	1,058,663	1,037,724	1,009,844	975,596	940,696
愛知県	50,952	51,079	49,059	47,400	45,760
知多福祉相談センター	920	887	890	879	823

(出典) 全国及び愛知県数値は厚生労働省「福祉行政報告例」

ただし、平成31年3月末の全国・愛知県数値は概数

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1a.html>

※ 愛知県は、名古屋市、中核市を含んだ県内全市町村の合算値

(注) 全部支給停止者を除く。

(6) 特別児童扶養手当の支給状況(所管区域 : 市町)

ア 目的

家庭において介護されている身体または精神に障害のある児童(20歳未満)の保護者に手当を支給することにより障害児の福祉の増進を図る。(事業開始 昭和39年度)

イ 支給要件

- (ア) 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の児童(1級該当児)  
〔療育(愛護)手帳A(1・2度)程度、身体障害者手帳1・2級程度〕
- (イ) 身体または精神に中度の障害がある20歳未満の児童(2級該当児)  
〔療育(愛護)手帳B(3度)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度〕

ウ 所得の限度額

平成31年4月1日現在

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人以上
受給資格者	円 4,596,000	円 4,976,000	円 5,356,000	円 5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	〃 213,000円加算

エ 手当額

- 1級該当者 1人月額 52,200円
- 2級該当者 1人月額 34,770円

オ 支給時期

年3回(4月、8月、11月)

【 特別児童扶養手当受給状況 】

平成31年3月31日現在(単位:人、%)

区 分	受給者数	級別	支給対象児童数				支 給 停止者数
			身体障害	精神障害	重複障害	計	
半 田 市	186	1級	19	81	0	100 (50.3)	32
		2級	16	83	0	99 (49.7)	
		計	35	164	0	199 (100.0)	
常 滑 市	100	1級	5	38	0	43 (39.8)	13
		2級	7	58	0	65 (60.2)	
		計	12	96	0	108 (100.0)	
東 海 市	195	1級	20	82	2	104 (50.0)	33
		2級	17	87	0	104 (50.0)	
		計	37	169	2	208 (100.0)	
大 府 市	127	1級	13	44	1	58 (43.9)	27
		2級	14	60	0	74 (56.1)	
		計	27	104	1	132 (100.0)	
知 多 市	106	1級	9	49	2	60 (54.5)	26
		2級	12	38	0	50 (45.5)	
		計	21	87	2	110 (100.0)	
阿久比町	47	1級	3	18	0	21 (43.8)	9
		2級	8	19	0	27 (56.3)	
		計	11	37	0	48 (100.1)	
東 浦 町	77	1級	6	42	1	49 (59.8)	10
		2級	3	30	0	33 (40.2)	
		計	9	72	1	82 (100.0)	
南知多町	21	1級	4	8	0	12 (54.5)	1
		2級	3	7	0	10 (45.5)	
		計	7	15	0	22 (100.0)	
美 浜 町	38	1級	2	14	0	16 (38.1)	2
		2級	4	22	0	26 (61.9)	
		計	6	36	0	42 (100.0)	
武 豊 町	58	1級	2	28	0	30 (49.2)	9
		2級	4	27	0	31 (50.8)	
		計	6	55	0	61 (100.0)	
計	955	1級	83	404	6	493 (48.7)	162
		2級	88	431	0	519 (51.3)	
		計	171 (16.9)	835 (82.5)	6 (0.5)	1,012 (100.0)	

(注) 1 ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

※出典:福祉行政報告例 第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況(平成31年3月分報告)



## (7) 遺児手当の支給状況(所管区域 : 市町)

### ア 目的

両親又は父母のいずれかが死亡、重度の障害等の状態にある家庭の18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日以前)の児童を養育している者に県単独で手当を支給し、これら児童の健全な育成と福祉の増進を図る。(事業開始 昭和45年度。なお、平成25年4月1日から公的年金受給者は支給対象外となった。)

### イ 支給要件

県内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

- (ア) 父又は母が死亡した児童
- (イ) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
- (ウ) 父母が婚姻を解消した児童
- (エ) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- (オ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- (カ) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 婚姻によらないで懐胎した児童(※ひとり親)
- (ケ) その他上記に準ずる状態にある児童で知事が定めるもの

### ウ 所得の限度額

平成31年4月1日現在

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人以上
受給資格者	円 1,920,000	円 2,300,000	円 2,680,000	円 3,060,000	1人増すごとに 380,000円加算
配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	〃 380,000円加算

### エ 手当の支給期間及び支給額

支給開始から5年間

遺児1人あたり月額	支給開始～3年目まで	4,350円
	4年目～5年目	2,175円
	6年目～	支給対象外

### オ 支給時期

年5回(4月、8月、11月、1月、3月)

## 【 愛 知 県 遺 児 手 当 受 給 状 況 】

〈受給者区分別〉

平成31年3月31日現在(単位:人)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	合 計
受給資格者数	487	180	393	222	257	77	112	36	57	159	1,980
遺児数	803	292	641	339	429	120	180	64	93	249	3,210

(注) 支給停止者を含む。

〈支給要件別〉

平成31年3月31日現在(単位:人、%)

区分	離婚	死亡 (事故)	死亡 (他)	障害	行方 不明	遺棄	拘禁	未婚	その他	重複	合 計
受給資格者数	1,747 (88.2)	1 (0.1)	7 (0.4)	3 (0.2)	0 (0.0)	7 (0.4)	0 (0.0)	185 (9.3)	1 (0.1)	29 (1.5)	1,980
遺児数	2,913 (90.7)	1 (0.0)	12 (0.4)	4 (0.1)	0 (0.0)	13 (0.4)	0 (0.0)	192 (6.0)	1 (0.0)	74 (2.3)	3,210

(注) 1 ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

2 支給停止者を含む。

3 「死亡(事故)」は交通事故、それ以外はすべて「死亡(他)」。

〈受給資格者別〉 (単位:人、%)

平成31年3月31日現在

母	父	養育者	計
1,877 (94.8)	93 (4.7)	10 (0.5)	1,980

〈受給資格者数の推移〉

(単位:人)

	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	平成31年 3月末
支給者数	2,247	2,104	2,042	1,910	1,821
支給停止者数	166	154	144	165	159
計	2,413	2,258	2,186	2,075	1,980

(注) 1 ( )内は構成比少数点第2位を四捨五入することにより誤差が生じる。

2 支給停止者を含む。

## 7 母子家庭等の福祉に関すること

### (1) 母子家庭等の自立支援事業

母子及び寡婦福祉法(昭和36年法律第129号)に基づき、経済的に不安定な立場にある母子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、経済的支援を中心とした福祉推進を図ってきたが、法改正に伴い、平成15年度から母子相談員に替えて、母子自立支援員を設置し、総合的な母子家庭等の福祉の推進に寄与している。

さらに、次世代育成支援対策の推進・強化、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実等の措置が講じられ、平成26年4月から法改正により法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められ、同10月から父子家庭も支援対象とし、支援員の名称も「母子・父子自立支援員」となった。

#### [母子家庭等に対する相談支援体制]

母子・父子自立支援員：母子家庭等の就労、生活、子育て及び自立に必要な事項について、相談・指導を行い母子家庭等の自立の促進を図る。

配置人員 1人(所管地域 町)

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付状況(所管区域：市町)

母子家庭・父子家庭や寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付けを行っている。(事業開始 母子 昭和28年度、寡婦 昭和44年度、父子 平成26年度)

平成31年3月31日現在

市町名	修学資金		住宅資金		技能習得資金		転宅資金		就学支度資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円		円		円
半田市	1	3,360,000	0	0	0	0	0	0	1	500,000	2	3,860,000
常滑市	1	2,760,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,760,000
東海市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	410,000	1	410,000
大府市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知多市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿久比町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南知多町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美浜町	1	1,104,000	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,104,000
武豊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	7,224,000	0	0	0	0	0	0	2	910,000	5	8,134,000

### (3) 母子生活支援施設への入所措置(所管区域：町)

平成31年3月末現在、1世帯(2人)を措置している。

#### (4) 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母または父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校の養成機関で修業する場合に給付金を支給し、母子家庭の母等の就業の促進を図る。(事業開始 平成16年1月)

##### ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等が、事前に指定を受けた講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座及び支給額

①雇用保険における、一般教育訓練給付の指定講座及び特定訓練給付の指定講座・・・入学金、受講料の60%(上限20万円)

②雇用保険における、専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目指す講座に限る)・・・入学金、受講料の60%(上限、修学年数×20万円、最大80万円)

※雇用保険の教育訓練給付制度による給付金を受給できる方は、上記の金額から雇用保険からの給付金額を差し引いた額を支給

※支給額が1万2千円未満の場合は支給なし

(イ) 支給状況

区 分	支給人員(人)	支給金額(円)
平成26年度	0	0
平成27年度	0	0
平成28年度	2	69,792
平成29年度	0	0
平成30年度	1	46,656

##### イ 高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で修業した場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。

また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。

(ア) 対象資格： 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

(イ) 支給期間： 修業期間の全期間(上限48月)

※対象資格によっては、4年制の養成機関へ修学する場合でも、4年間の支給が認められない場合があります。

(ウ) 支給額 (単位:円)

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金
	給付月額	修学期間の最後の12か月	
市町村民税非課税	100,000	140,000	50,000
市町村民税課税	70,500	110,500	25,000

(エ) 支給状況

区 分	高等職業訓練促進給付金		高等職業訓練修了支援給付金	
	支給人員(人)	支給金額(円)	支給人員(人)	支給金額(円)
平成26年度	5	4,500,000	0	0
平成27年度	1	1,200,000	3	150,000
平成28年度	1	564,000	0	0
平成29年度	3	3,246,000	0	0
平成30年度	3	2,774,000	1	50,000

## 8 知多福祉事務所家庭児童相談室に関すること(所管区域 : 町)

### (1) 設置の趣旨

家庭における児童養育上の諸問題について専門的相談指導を行い、家庭児童福祉の向上を図る。

(家庭児童相談室設置要綱)

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 家庭の児童養育についての相談に関すること
- ・ 要保護家庭の訪問指導に関すること
- ・ 家庭児童問題の実態調査に関すること

### (3) 職 員

室長 (次長兼務)、室長補佐(課長補佐兼務)、家庭相談員2名(非常勤)

### (4) 家庭児童相談の現況

#### ア 受付経路別件数

平成30年度

発見	児童委員からの通告	条第1項第3号によるもの	児童相談所から通告(法第26条の2第2項によるもの)	児童相談所から委嘱(法第18条の2第2項によるもの)	保健所から通告	警察関係から通告	その他都道府県関係から通告(指定都市を含む)	市町村から通告	学校から相談	家庭・親戚から相談	本人から相談	その他通告等	合計
18	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	2	29	80

#### イ 内容別相談件数

平成30年度

性格・生活指導	知的・言語	学校生活			非行	家族関係		環境福祉	障害	その他	合計
		人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
0	0	0	0	23	3	22	12	6	0	14	80

## 9 女性相談センター知多駐在室に関すること(所管区域：市町)

### (1) 設置の趣旨

昭和31年に「売春防止法」が公布され、婦人の保護更生を期することを目的として、昭和32年4月に知多駐在室が設置された。

一方、平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が公布され、平成14年4月から全面施行された。

その後、平成16年12月に加害者の定義の拡大、国・地方公共団体の役割強化等が図られた改正法が施行され、これにより暴力被害者である女性の保護をより一層円滑かつ効果的に実施するため、必要な相談等をより積極的に行うこととなった。

平成20年1月には市町村の役割強化や保護命令制度の拡充が図られ、さらに平成26年1月から法改正により法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象となった。

### (2) 分掌事務の主な事項

- ・ 要保護女子等及び被害者の早期発見に関すること
- ・ 要保護女子等及び被害者の面接調査及び相談に関すること
- ・ 売春防止法(昭和31年法律第113号)並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)の趣旨の普及徹底に関すること

### (3) 職員

室長(センター長兼務)、室長補佐2名(次長、課長補佐兼務)、女性相談員2名(非常勤)

### (4) 女性相談の現況

#### ア 受付経路別相談件数

平成30年度

本人自身	警察関係	他の女性相談所	その他の関係機関	福祉事務所	縁故者・知人	その他	合計
件	件	件	件	件	件	件	件
74	2	0	7	6	0	1	90

#### イ 処理状況

平成30年度

女性保護施設入所	福祉事務所へ移送	女性相談センターへ移送	その他の関係機関へ移送	助言指導	家庭へ送還	その他	合計
件	件	件	件	件	件	件	件
1	0	0	1	87	1	0	90

ウ 年齢別状況

平成30年度

年齢	18歳未満	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	計
件数	0	0	20	38	21	11	0	0	90
延件数	0	0	27	59	40	15	0	0	141

エ 性別状況

平成30年度

性別	女	男	計
件数	90	0	90
延件数	141	0	141

オ 相談主訴別状況

平成30年度

区分	人間関係																	
	夫等				子ども			親族			交際相手				家庭不和	暴力その他者の力	男女問題	その他
	暴力 の 力	薬物 中毒 ・ 酒	離婚 問題	その他	暴力 の 力	養育 不能	その他	親の 暴力	族の 暴力	その他 親	その他	同居の 交際相手 (含元夫) 暴力	交際相手 の 暴力	交際相手 の 暴力	同性間の 暴力	その他		
件数	44	0	21	4	0	0	3	4	1	2	1	0	0	0	1	0	0	2
延件数	55	0	45	4	0	0	14	5	1	3	1	0	0	0	1	0	0	3

区分	住居 問題	帰住 なし	経済関係				医療関係				不純 異性交遊	売春 強要	ヒモ・ 暴力団関係	5 条関係	人身 取引	スト ーカー	その他	合計
			生活 貧困	借 金	求 職	その他	病 気	精神 的問題	妊 娠・ 出産	その他								
件数	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	90
延件数	1	0	2	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	141

\* 電話相談件数 133件

## 10 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

### (1) 開催根拠

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領

(平成14年4月1日付け14医福第57号健康福祉部長通知。最終改正：平成30年4月1日)

### (2) 目的

保健・医療・福祉に関する施策について、その円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより保健・医療・福祉の連携を図ることを目的とする。

### (3) 所掌事務

- ア 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- イ 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
- ウ 健康福祉ビジョンの推進に関すること。
- エ その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

### (4) 会議

会議は基幹的保健所等の長(半田保健所長)が、次に掲げる者の中から議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。

市町村の代表、地域保健法に基づき市に設置された保健所の代表、地区医師会の代表、地区歯科医師会の代表、地区薬剤師会の代表、病院協会代表、地区社会福祉協議会の代表、民生児童委員代表、社会福祉施設代表、学校保健関係者代表、職域保健関係者代表、食品衛生協会の代表、女性団体代表、警察関係代表、食生活改善協議会の代表、学識経験者、NPO・ボランティア団体代表、その他基幹的保健所等の長が適当と認める者

### (5) 事務局

会議の事務局は、以下に掲げる機関から成るものとし、基幹的保健所等の長(半田保健所長)を事務局長とする。

半田保健所、知多保健所、知多福祉相談センター

### (6) 開催状況(平成30年度)

ア 平成30年度 第1回 知多半島圏域保健医療福祉推進会議

日時	平成30年9月13日(木曜日)午後2時から午後2時20分まで
場所	半田保健所 4階 大会議室
議事及び報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域医療支援病院の承認について</li><li>・ 半田病院の移転について</li><li>・ 知多半島医療圏における災害医療対策について</li></ul>



11 知多半島圏域における介護保険施設等の設置状況

平成31年3月31日現在

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		特 定 施 設				
	施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	介護専用型		混 合 型		
					施設名	定員 (人)	施設名	定員 (人)	定員×0.7
半田市	瑞光の里 第二瑞光の里 瑞光の里 緑ヶ丘	130 90 100	LA・LA・LA ゆうゆうの里 ゆうハウス 結生	100 100 15 100			エスケア半田 ヴェルハートはんだ エイジトピア知多	72 24 30	(50) (16) (21)
常滑市	むらさき野苑 しろやま	88 80	さざんかの丘	100	サンハートライフ	30	セントレアライフ常滑 海柑の郷 たきたやわらぎ邸 常滑市公募(名称未定)	30 40 38 50	(21) (28) (26) (35)
東海市	東海の里 東海福寿園 東海清涼苑 レモンの樹東海 セレナ東海	100 80 100 110 120	東海 サザン東海	100 150			ゆうえん東海 ベティさんの家 太田川	55 60	(38) (42)
大府市	愛厚ホーム大府苑 デイパーク大府 大府の郷 オーネスト尚武	150 80 100 100	ルミナス大府 キュア北崎	100 100			長寿の郷 さふらん大府 フラワーサーチ大府	60 50 90	(42) (35) (63)
知多市	ふれあいの里 知多 知多共愛の里	100 90 100	知多苑 キューオーエル	146 100			フェリーチェ フェリーチェ知多	54 60	(37) (42)
阿久比町	阿久比一期一会荘	80	メディコ阿久比	214			エスケア阿久比	45	(31)
東浦町	東和荘 メドック東浦	80 120	相生	100			ベティさんの家 東和荘特定施設入居者生活介護事業所 敬愛苑 東浦 敬愛苑 藤江	70 40 30 30	(49) (28) (21) (21)
南知多町	あい寿の丘 大地の丘	60 100							
美浜町	ビラ・オレンジ	140	サンバーデン	122					
武豊町	武豊福寿園 くすのきの里	80 120	榊原	100	セントレアライフ武豊	30	ひだまりの郷たけとよ	30	(21)
計		<b>2,498</b>		<b>1,647</b>		<b>60</b>		958	<b>(667)</b>

注1 知多半島圏域保健医療福祉推進会議において整備計画が承認されたものを掲載しているため、未開設のものが含まれること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第1項)

注2 混合型特定施設の定員数にあっては、各施設の定員数に0.7を乗じ端数を切り捨てたものを括弧書きとしていること。(介護保険施設等の指定等に関する取扱要領 第3第2項)

## 12 知多半島圏域における障害福祉サービス等の実績

平成30年度実績  
(単位:時間分/年)

### <訪問系サービス>

	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	計
総利用時間数	47,744	6,927	32,139	23,334	24,390	5,743	18,864	1,433	13,887	12,581	187,042
居宅介護	42,989	6,927	28,992	16,360	18,657	5,450	17,592	1,241	3,868	12,039	154,116
重度訪問介護	2,404	0	3,008	4,438	303	0	0	0	9,750	0	19,902
同行援護	893	0	33	520	449	0	555	0	0	0	2,449
行動援護	1,458	0	107	2,017	4,981	293	718	192	269	542	10,576
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### <日中活動系サービス>

(単位:人日分/年、就労定着支援、自立生活援助、療養介護については 人分/年)

生活介護	62,768	18,406	36,059	33,130	37,357	10,517	21,857	10,069	12,487	17,878	260,528
自立訓練(機能訓練)	214	76	228	0	0	0	125	0	28	0	671
自立訓練(生活訓練)	1,540	820	668	932	322	84	104	11	99	478	5,058
就労移行支援	6,247	1,864	3,474	2,190	3,090	789	2,510	526	299	812	21,801
就労継続支援(A型)	6,746	516	6,870	10,055	5,301	1,260	5,462	529	1,544	2,939	41,222
就労継続支援(B型)	41,167	25,779	43,658	22,700	17,816	7,064	15,546	3,609	3,536	13,938	194,813
就労定着支援	7	25	66	95	31	7	35	1	0	10	
自立生活援助	0	125	0	0	0	0	0	0	0	0	
福祉型短期入所	2,427	854	3,448	649	2,151	454	609	409	537	1,368	12,906
医療型短期入所	196	0	196	518	185	95	0	3	75	84	1,352
療養介護	9	5	8	48	48	36	4	1	3	0	162

### <居住系サービス>

(単位:人分/年)

グループホーム	103	55	92	759	708	275	47	20	19	28	2,106
施設入所支援	50	22	42	265	394	165	29	10	10	14	1,001

### <相談支援>

(単位:人分/年)

計画相談支援	738	285	390	994	547	244	241	19	116	237	3,811
地域移行支援	6	2	1	14	0	0	3	0	1	0	27
地域定着支援	44	5	1	33	0	0	0	0	0	0	83

### <障害児通所サービス>

(単位:人日分/年)

児童発達支援	11,691	9,480	14,448	10,095	7,214	437	6,352	0	1,579	3,906	65,202
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	28,784	13,757	27,525	13,613	3,236	6,376	11,329	14	3,797	10,248	118,679
保育所等訪問支援	154	0	60	117	89	0	0	0	0	0	420

### <障害児相談支援>

(単位:人分/年)

障害児相談支援	390	313	594	631	66	194	95	14	50	286	2,633
---------	-----	-----	-----	-----	----	-----	----	----	----	-----	-------

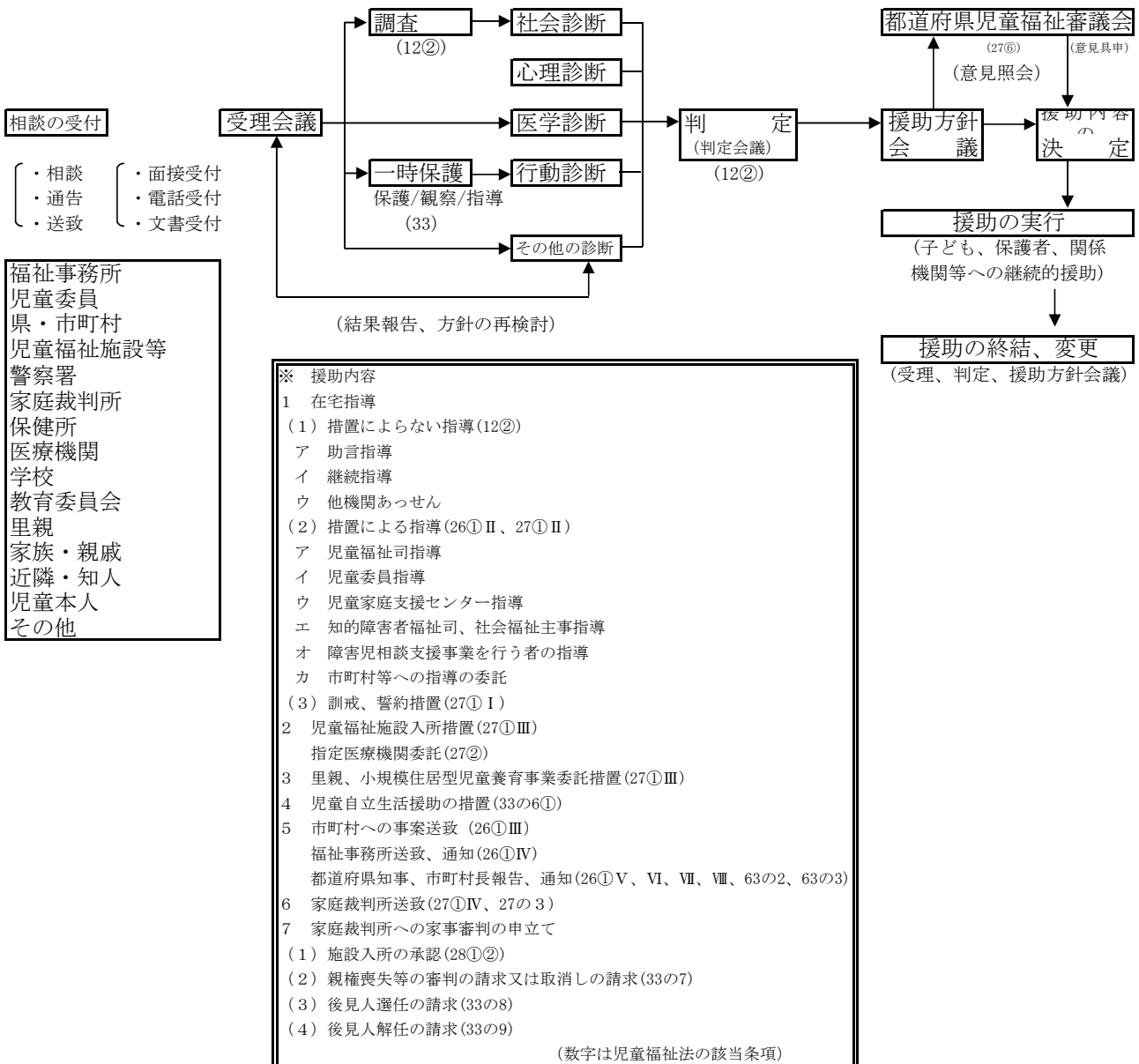
# 第3 児童育成課

## 1 児童相談センターの業務

児童相談センターは、児童福祉法第12条に基づき設置された児童福祉行政の専門機関であり、業務は次のとおりである。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関する市町村の業務に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供などを行う。
- (2) 児童に関する家庭からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。
- (3) 児童及びその家庭について、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行う。
- (4) 児童を児童福祉施設に入所させ、又は里親等に委託して、その福祉を図る。
- (5) 児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行う。
- (6) 児童の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、親権喪失等の請求を行うことができる。また、必要があるときは、後見人の選任及び解任の請求を行う。

## 2 業務系統図



### 3 相談の状況

#### (1) 相談の分類

相談の種類は、次の16の種別に分類される。

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴力、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別などの心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等児童虐待相談以外の環境問題を有する児童、養子縁組に関する相談
保健	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	5 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談 ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類する
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多性障害等の子どもに関する相談
	10 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法25条による通告のない児童に関する相談
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 受け付けた時点では通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等、性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談 非行や精神疾患、養護問題が主である場合には、それぞれの相談に分類する。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	15 育児・しつけ相談	家庭内での幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	16 その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 年度別・区分別・地区別受付件数の推移

(単位：件)

区 分	平成29年度													平成30年度													前年度比(%)	
	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	管轄外	計	大分類	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町	美浜町	武豊町	管轄外	計	大分類		
養護	虐待	138	47	103	65	67	23	26	6	9	63	20	567	914	110	54	89	48	87	17	26	2	10	60	13	516	914	0.0%
	その他	94	27	50	31	37	18	26	5	7	27	25	347		84	34	96	42	49	14	25	3	6	23	22	398		
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	障害相談 867	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	障害相談 950	9.6%	
肢体不自由	3	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	7		1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5			
視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				
言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
重症心身	4	0	5	3	2	1	3	0	1	2	0	21		8	1	7	3	1	1	2	0	0	4	0	27			
知的障害	194	65	137	100	82	52	66	16	28	53	0	793		179	87	171	124	85	37	75	11	19	71	0	859			
発達障害相談	11	5	10	6	1	2	5	0	3	3	0	46		15	2	11	11	6	2	2	0	4	5	0	58			
ぐ 犯	8	1	5	1	1	2	0	0	1	1	1	21		非行相談 31	2	2	0	3	2	1	1	0	0	3	1			15
触法行為等	3	0	4	2	1	0	0	0	0	0	0	10	4		1	1	1	3	0	1	0	2	2	0	15			
性格行動	23	4	8	7	15	1	3	1	3	14	4	83	育成相談 161	21	2	10	4	10	1	3	1	0	25	3	80	育成相談 162	0.6%	
不登校	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	2	7		2	0	1	5	3	2	0	0	0	1	14				
適性	3	0	0	0	2	3	1	1	2	2	0	14		10	0	4	5	1	2	3	2	2	15	0	44			
しつけ	18	6	1	4	1	0	3	1	1	19	3	57		2	2	2	2	1	0	2	0	0	10	3	24			
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	5	5	—		
合計	500	158	326	220	210	102	133	30	56	184	56	1,975		440	185	397	248	248	78	140	19	43	218	45	2,061			

(3) 相談種別・処理別の状況

平成30年度 (単位: 件)

区分	面接指導			市町村送致	市町村指導委託	児童福祉司指導	児童委員の指導	家庭裁判所送致	訓戒・制約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	ファミリーホーム	障害児施設利用契約	その他	合計	未対応(年度末現在)
	助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	通所							
養護	虐待	419	68	1	19	0	9	0	0	1	11	0	0	1	0	4	533	42
	その他	308	32	7	4	1	0	0	0	0	28	0	0	8	1	9	398	28
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
視聴覚障害		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身		26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	27	0
知的障害		865	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	866	10
発達障害		56	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	1
ぐ犯		7	3	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	15	1
触法行為等		1	0	0	0	0	9	0	0	5	0	0	0	0	0	0	15	0
性格行動		75	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	4
不登校		14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0
適性		45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0
しつけ		24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0
その他		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0
合計		1,846	108	9	23	1	21	0	0	6	40	0	0	9	0	8	2,085	86

(4) 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況

平成30年度 (単位: 件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・監察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	1,681	135	0	0	859	115	28	9	91	0	0	168	194	7
(再掲) 児童虐待	902	1	0	0	44	4	16	3	18	0	0	62	97	0
(再掲) 非行	100	0	0	0	8	0	4	4	52	0	0	50	4	2
保護者	5,854	0	0	0	1	0	0	0	804	0	0	19	369	10
(再掲) 児童虐待	3,475	0	0	0	1	0	0	0	7	0	0	14	194	2
(再掲) 非行	202	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	50	0
その他	11,251	0	0	0	0	0	0	0	73	0	0	51	203	5
(再掲) 児童虐待	6,295	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	16	116	2
(再掲) 非行	317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	12	0
計	18,786	135	0	0	860	115	28	9	968	0	0	238	766	22
(再掲) 児童虐待	10,672	1	0	0	45	4	16	3	38	0	0	92	407	4
(再掲) 非行	619	0	0	0	8	0	4	4	55	0	0	60	66	2

(5) - 1 養護相談

ア 原因別の状況 (平成30年度実績)

(単位：件)

原因		件数
家出		7
死亡		3
離婚		4
出産		6
傷病		19
経済的理由		5
保護者の拘禁		7
家庭環境	家庭不和	100
	放任	28
	保護者の精神障害等	19
	保護者の生活能力が低い	14
	虐待通報のみ	107
	その他	76
非嫡出子、その他		3
合計		398

イ 養護相談の延対応件数等

(単位：件)

	虐待相談			その他の相談		
	件数	延件数	平均対応件数	件数	延件数	平均対応件数
平成29年度	541	12,527	23.2	336	7,073	21.1
平成30年度	533	11,282	21.2	398	6,953	17.5

(5) - 2 虐待相談

ア 相談経路別対応件数

(単位：件)

区分	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	認定こども園	警察等	家庭裁判所	医療機関	学校等
29年度	23	41	11	0	378	0	10	4
30年度	26	66	2	1	342	0	10	16

里親	本人	家族	親戚	近隣・知人	その他	合計
1	3	19	10	39	2	541
0	4	28	1	37	0	533



## イ 虐待相談の主な虐待者（30年度実績）

(単位：件)

区分	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	合計
相談件数	216	42	237	5	33	533

## ウ 30年度における被虐待児の年齢と虐待内容

(単位：件)

区分	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計	
29年度	0～3歳未満	6	0	76	22	104
	3～就学前	41	0	98	27	166
	小学生	53	1	87	17	158
	中学生	33	2	35	6	76
	高校生・その他	12	1	14	2	29
	合計	145	4	310	74	533

## エ 対応状況

(単位：件)

区分	助言指導	継続指導	他機関斡旋	福祉司指導	施設入所	里親委託	その他	合計
29年度	422	69	0	0	15	6	29	541
30年度	419	68	1	9	11	1	24	533

## オ 市町村別受付状況

(単位：件)

区分	半田市	常滑市	東海市	大府市	知多市	阿久比町	東浦町	南知多町
29年度	138	47	103	65	67	23	26	6
30年度	110	54	89	48	87	17	26	2

美浜町	武豊町	その他	合計
9	63	20	567
10	60	13	516

**カ 児童福祉施設等への措置状況**

平成30年度（単位：人）

区分	乳 児 院 ※ 1	児 童 養 護 施 設 ※ 2	知 的 障 害 児 施 設	児 童 心 理 治 療 ※ 3	施 設 肢 体 不 自 由 児 施 設	盲 児 ろ う あ 施 設	重 症 心 身 障 害 児 施 設	児 童 自 立 支 援 ※ 4	フ ァ ミ リ ※ 5	ホ ー ム ミ ニ ※ 5	里 親	指 定 発 達 支 援 機 関	医 療 機 関	合 計
29年度末措置人員	7	116	19	10	1	0	4	1	14	15	4	4	191	
30年度末措置人員	10	114	19	8	1	0	3	1	14	14	4	4	188	

- ※1 乳児院 乳児を入所させて養育する。
- ※2 児童養護施設 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する。
- ※3 児童心理治療施設 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。
- ※4 児童自立支援施設 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。
- ※5 ファミリーホーム 保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせてその自立を支援する。養育者が自らの住居をファミリーホームとする。

**キ 里親**

**(ア) 里親制度**

親の病気や離婚、虐待等様々な事情により、家庭で生活できなくなった子どもたちを家庭的な雰囲気の中で養育する制度であり、児童・障害者相談センターでは、そのような里親を開拓し、養育を委託している。平成29年4月からは養子縁組を前提とした里親と養育里親の両方の要件として一定の研修を修めるよう児童福祉法が改正された。

本県では、里親制度の普及と里子委託の推進のため、里親同士の交流を図る里親交流促進（里親サロン）事業、里親をサポートする養育支援（ヘルパー派遣）事業や里親会の育成を図り、里親委託可能な児童については、積極的に委託を推進するよう取り組んでいる。

**(イ) 里親の種類**

- a 養育里親 … 家庭に戻るまで、または18歳（場合によっては20歳）まで養育
- b 専門里親 … 虐待等により心に傷を受けた子どもや障害のある子ども等を専門的な知識等を用いて養育
- c 養子縁組里親 … 将来、養子縁組を前提とした子どもの養育
- d 親族里親 … 子どもの三親等内の親族が養育

**(ウ) 里親登録及び委託状況**

	里親登録数 (A)	受託里親数 (B)	受託児童数	委託率(B/A)
29年度	38	9	15	23.7
30年度	46	8	14	17.4

(6) 非行相談

ア ぐ犯の内容別件数 (30年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	不純異性交遊	家出・外泊	校則違反・授業妨害・校内暴力	窃盗・万引き	就労しない	喫煙・飲酒	怠学	不良交友
男	0	0	0	5	0	0	0	1
女	1	3	0	1	0	1	0	1
計	1	3	0	6	0	1	0	2

家庭内暴力	強制わいせつ・強制性交	金銭持ち出し	暴行・傷害	その他	計
0	2	1	0	0	9
0	0	1	0	1	9
0	2	2	0	1	18

イ 触法の内容別件数 (30年度実績)

\*複数回答 (単位: 件)

区分	窃 盗				暴行・傷害	器物損壊	強制わいせつ・強制性交	詐欺	放火	その他	計
	万引き	自転車バイク窃盗	車上荒らし等	その他							
男	3	3	0	2	1	1	1	0	0	4	15
女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	3	3	0	2	1	1	1	0	0	5	16

(7) 障害相談

ア 内容別件数 (30年度実績)

(単位: 件)

療育手帳	特別児童扶養手当	施設入所	就園・就学・就職	一般教育	利用契約	その他	計
763	134	2	12	32	6	1	950

イ 療育手帳台帳管理件数 (30年度実績)

(単位: 件)

A判定	B判定	C判定	計
470	313	758	1,541

令和元年度 知多福祉相談センターのあらまし  
令和元年8月発行

発行所 愛知県知多福祉相談センター

〒475-0902 半田市宮路町1-1

地域福祉課

電話 0569-31-0121

ファックス 0569-31-0131

児童育成課

電話 0569-22-3939

ファックス 0569-22-3949

電子メール(地域福祉課・児童育成課共通)

chita-fukushi@pref.aichi.lg.jp